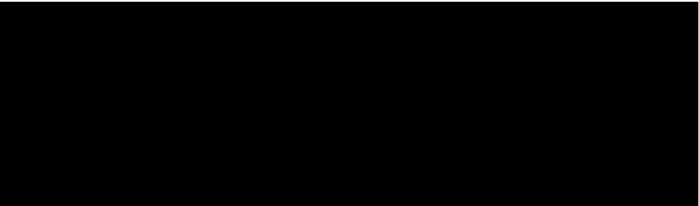


令和4年2月3日

公益社団法人 全国消費者生活相談員協会

理事長 増田 悦子 様



株式会社A. v e r

代理人弁護士



回 答 書

貴会からの令和4年1月7日付書面を踏まえ、以下の対応を行いました。

1 開示書面・契約書面の改訂

第5項の定義規定の(4)乃至(6)において「カリキュラム作成」「学習相談対応」「入会日」の定義付けを行うとともに、同項(1)の「特訓」の中にカリキュラム作成と学習相談対応が含まれることを明記し、それらが狭義の役務提供の内容を構成する旨を改めて示しました。また、同様の趣旨で第1項②も改訂しました。なお、念のため申込書の表部分もお送りいたします。

2 概要書面について

上記1と同様の修正を行うべく第2項の役務提供の内容の記載を修正しました。

3 今後について

貴会におかれまして今回の当方の対応をご確認いただき、認識を擦り合わせながら、引き続き改訂作業を行っていきたいと考えております。

以 上

(添付資料)

- ・ 申込書表面
- ・ 開示書面・契約書面
- ・ 概要書面